

建設工事に係る最低制限価格算出方法について

工事の種類	算定式
一般土木工事等 (一般土木工事、 舗装工事、鋼構造 物工事など)	予定価格算定上の (直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般 管理費等×68%) ×1.10
土木関係の機械 設備工事、電気通 信工事及び下水 道用機械・電気設 備工事	予定価格算定上の (機器単体費×92%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管 理費×90%+一般管理費等×68%) ×1.10
建築工事及び建 築設備工事 (一般建築工事、 電気設備工事、管 工事など)	予定価格算定上の (直接工事費×90%×97%+共通仮設費×90%+(直接工事費×10%+ 現場管理費)×90%+一般管理費等×68%) ×1.10

※上記算定式で算定した額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2に相当する額、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5に相当する額とします。

※10分の9.2に相当する額は予定価格(税抜き)に10分の9.2を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額に1.10を乗じた額とし、このほかの場合は千円未満の端数を切り上げた額に1.10を乗じた額とします。

※工事の内容等によっては、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内で別に価格を定める場合があります。